



鳥取県公報

令和8年8月18日（火）
第9814号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（493）（埋蔵文化財センター）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（494）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（495）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（3件）（496～498）（森林づくり推進課）・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（499）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	林業種苗法による育種母樹林の指定（500）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	物品売払代金の徴収事務の委託（501）（畜産試験場）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	基本測量の実施（2件）（502・503）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	公共測量の実施（13件）（504～516）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	公共測量の終了（2件）（517・518）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（519）（〃）・・・・・・ 9
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（520）（〃）・・ 17
	土砂災害警戒区域の指定（4件）（521～524）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 20
	土砂災害警戒区域の指定の変更（525）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
	土砂災害特別警戒区域の指定（4件）（526～529）（〃）・・・・・・・・・・ 22
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更（530）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（531）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（532）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・ 24
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（533）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
	指定障害福祉サービス事業者の指定（534）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 25
	森林病虫害の駆除命令（535）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 25
◇ 選管告示	令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙の候補者の選挙運動に関 しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書（32）・・・・・・・・・・ 26
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

鳥取県告示第520号

令和9年度及び令和10年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競

争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「業種区分」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる期間に、業種区分に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。

ア 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第1回から第3回までのものにそれぞれ対応する受付期間の欄に掲げる受付期間における受付（以下「第1期受付」という。）については、令和7年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの期間

イ 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第4回から第6回までのものにそれぞれ対応する受付期間の欄に掲げる受付期間における受付（以下「第2期受付」という。）については、令和8年4月1日から申請日までの期間

(3) 国税又は地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。）に未納税額がないこと。

(4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員等（役員、支配人及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている法人若しくは個人でないこと。

(6) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 業種区分のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録

イ 業種区分のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

2 申請手続

(1) 申請方法

入札参加資格の付与を受けようとする者は、インターネットの鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>）（以下「T C A S」という。）により必要な事項を入力し、及び(2)に定める提出書類の電子データを添付して提出する方法により申請すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類（各種証明書及び住民票の写しは、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。ただし、ケからサまでの書類は、市町村の測量等業務の契約に係る入札参加資格の申請を併せて行う者に限り提出するものとし、ク及びケの様式については、T C A Sから入手すること。

ア 次の営業年度の貸借対照表又はその写し及び損益計算書又はその写し

(ア) 第1期受付については、令和8年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

(イ) 第2期受付については、令和9年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

イ 商業登記簿の謄本若しくはその写し又は当該法人の登記事項証明書若しくはその写し（個人の場合は、住民票の写し又はその写し）

ウ 1の(6)の登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書又はその写し

エ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の建設コンサルタント現況報告書（同規程様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し

オ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつて

は、直近の地質調査業者現況報告書（同規程様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
 カ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている場合に
 あっては、直近の補償コンサルタント現況報告書（同規程別記様式第14号）の副本（確認印があるもの
 に限る。）の写し

キ 国税及び地方消費税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書又はその写し

（ア） 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵
 省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）

（イ） 個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）

ク 業態調書（様式第7号）

ケ 営業所一覧（共通様式第1号）

コ 印鑑証明書

サ 使用印鑑届

（3） 受付期間

受付期間は次の表の受付回の欄に掲げる受付回に応じそれぞれ同表の受付期間の欄に掲げる期間とする。
 ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

なお、知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号県
 土整備部長通知）に基づく資格停止の措置等を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

受付期	受付回	認定時期	受付期間
第1期	第1回	令和9年4月	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで
	第2回	令和9年7月	令和9年4月1日から同月30日まで
	第3回	令和9年10月	令和9年7月1日から同月31日まで
第2期	第4回	令和10年4月	令和9年10月1日から令和10年1月31日まで
	第5回	令和10年7月	令和10年4月1日から同月30日まで
	第6回	令和10年10月	令和10年7月1日から同月31日まで

（4） その他

ア 入札参加資格の申請をした後に、申請事項に変更が生じた場合は、令和9年度及び令和10年度鳥取県測
 量等業務入札参加資格における変更基準（以下「変更基準」という。）に基づき、TCASにより、速や
 かに変更の届出を行うこと。

イ この告示に記載されていない事項については、令和9年度及び令和10年度鳥取県測量等業務入札参加資
 格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書及び変更基準は、鳥取県ホームページ
 （<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手するものとする。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は
 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始
 の日又は当該再生手続開始の日から入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入
 札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和11年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）ま
 でとする。

（1） 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当
 該事実を確認した日の前日

（2） 令和11年度及び令和12年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が令和11年2月1日まで
 に告示されない場合 当該告示がされた日から起算して60日を経過した日

6 その他

測量等業務に係る随意契約の相手方については、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を付与された者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

別表

業種区分	業務区分	
測量業務		
建築関係建設コンサルタント業務	建築設計	
	設備設計	
	建築監理	建築監理（建築）
		建築監理（電気・機械）
土木関係建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		